

(第28号議案)

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第3条 区長は、保育所における保育を利用する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下単に「支給認定子ども」という。)の同項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者(法第56条第2項の規定による法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収については、本人又はその扶養義務者。以下「保護者等」と総称する。)から当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第8条 区長は、保護者等が納期限までに保育料等を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による保育料の納付の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第56条第6項若しくは第7項又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第3条 区長は、保育所における保育を利用する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下単に「支給認定子ども」という。)の同項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者(法第56条第3項の規定による費用の徴収については、本人又はその扶養義務者。以下「保護者等」と総称する。)から当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第8条 区長は、保護者等が納期限までに保育料等を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による保育料の納付の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第56条第7項若しくは第8項又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>